

寝屋川市民の方へ

大阪府不妊に悩む方への特定治療支援事業の承認等について

大阪府不妊に悩む方への特定治療支援事業については、提出された申請書の内容を審査し、承認通知を送付の上、助成金の支払いを行っております。

しかし、平成31年4月1日から寝屋川市が地方自治法に基づく中核市に移行することに伴い、治療終了日が平成31年3月31日までの申請は、大阪府知事が承認し助成金を支払い、治療終了日が平成31年4月1日以降の申請は、寝屋川市長が承認し助成金を支払うこととなります。

このため、平成31年4月1日以降は、下記のとおり、治療終了日により問合せ先等が変更となりますので、ご注意ください。

記

《治療終了日が平成31年3月31日までの申請の問合せ先》
大阪府保健医療室地域保健課母子グループ
電話：06-6944-6698

《治療終了日が平成31年4月1日以降の申請及び問合せ先》
寝屋川市池田西町28番22号 保健福祉センター2F
寝屋川市健康部保険事業室医療助成担当
電話：072-812-2363（予定）

《問い合わせ先》 大阪府健康医療部保健医療室 地域保健課母子グループ TEL：06-6941-0351（内線2545）
--